

テーマ：離婚事由に関する民法改正について

民法 770 条 1 項に関する改正

- (1) 離婚のための訴訟を提起するときには、法定の離婚事由が必要となる（民法 770 条 1 項）。他方、夫婦は、本来同居し、相互に協力し扶助する義務を有するが（752 条）、「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」は離婚訴訟を提起することができる（770 条 1 項 4 号）。
- (2) しかし、従前から他の疾病については夫婦間の相互扶助義務により離婚事由とならないのに、強度の精神疾患のみが離婚事由とされていることについては批判があった。そこで、上記規定（同条 1 項 4 号）については、令和 6 年 5 月 24 日公布にかかる民法一部改正において削除され、令和 7 年中にも施行される見込みとなっている。

従来の判例の見解

- ① これに対し、判例は従来から、「病者の離婚後における療養、生活などについて、具体的な方策が講ぜられ、ある程度前途に・・・見込がついたうえでなければ、婚姻関係を解消させることは不相当」として 770 条 1 項 4 号の適用を限定する傾向にあった（最判 S45/3/12 など）。これは、770 条 2 項が「婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。」と定めているからである。
- ② 他方、2016 年には国連において障害者の人権に関する基本条約が採択され、2017 年には我が国もこれを比準している。これを受けて、2018 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、行政機関及び事業者に対して、障害者に対する不当な差別が禁止されたばかりでなく、健常者との平等を図るために「合理的配慮」をすべき義務が定められている。
- ③ さらに、2022 年には国連障害者権利条約の総括所見において、民法 770 条 1 項 4 号を含めた差別的条項を廃止すること、との勧告がなされ、今般の民法一部改正にいたったものである。

実務上の留意点

離婚に関する我が国の民法は、いわゆる「破綻主義」（770 条 1 項 5 号）を採用しており、「婚姻を継続し難い重大な事由」がある場合には離婚請求が可能である。したがって理論的には、従来の判例の見解どおり、離婚後の十分な手当てを行ったうえであれば重篤かつ回復の見込みのない精神疾患について離婚が認められる余地は残る。しかし、770 条 1 項 4 号が削除された後は、アルコールを含む薬物依存、うつ病など回復可能な精神疾患については原則離婚事由とならないと解すべきであろう。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.117 は、「グレーゾーン解消制度」（24C45）の予定（2024/12 発行予定）としております。

以上